

「県内ドクターヘリの運航体制に関する対応協議」

日 時：令和8年7月9日（木） 10:30～11:00

場 所：兵庫県庁2号館5階会議室

出席者：齋藤知事、守本豊副知事、保健医療部長、医務課長

【概要】

1 資料説明

2パイロット制の導入について、保健医療部長より資料に基づいて説明。

2 質疑

（1）安全面の確保について

【守本豊副知事】

整備士に代えて搭乗する操縦士の訓練において、OJTを8回以上実施するとあるが、8回以上ということは基準に達するまでは8回を超えてOJTを実施するということか。

【医務課長】

訓練を受ける回数ではなく、基準に到達する技術を習得できているか否かを判断するもの。8回のOJTで不足していれば9回、10回と積み重ねていくことになっている。いずれにしても、現場で対応可能なレベルまで到達したことを確認してから配置することになる。

【守本豊副知事】

飛行前点検と飛行後点検は整備士がしっかり実施するということだが、飛行先で実施する飛行間点検は機長が実施するということか。

【医務課長】

飛行間点検を実施する者は機長発令を受けた機長で必要な教育を受け、運航事業者が実施する試験に合格した者が対応する。整備というよりも、限られた時間の中で外観の損傷や異常の有無確認や積載物や搭乗者の安全確認といった点検を行う。

【守本豊副知事】

代替する操縦士もそのような確認作業を実施するのか。

【医務課長】

確認作業のサポートを行う。

【保健医療部長】

すぐに患者を運ぶ必要があり、1時間ぐらいいをかけて整備することは想定できないため、目視による点検がメインになる。それでも整備が必要となった場合は、陸路での搬送に変更という判断になる。

【守本豊副知事】

機体の整備は基地病院で飛行前、飛行後にしっかり実施されると理解しているが、その体制は十分に取れているのか。また、確認整備士とはどういう者か。

【医務課長】

ドクターヘリの整備については、業界のガイドライン上、実務経験 5 年以上及び確認整備士経験 3 年以上という要件を満たす整備士の配置が求められている。また、ヘリコプターの整備には国家資格である航空整備士に加え、機体の型式ごとに社内認定が必要となっており、その認定を受けた者が確認整備士である。

県内のドクターヘリは EC-135 という型式であり、その型式認定を受けた整備士でなければ機体を整備できないことになっている。確認整備士というのは安全上、機種について十分な知識と経験があるものと理解しているが、実際の運用ではベテラン整備士や整備部門と連携する体制を整えながら確実に点検していくものと考えている。

【守本豊副知事】

飛行先で機体に不具合が発生することは稀であると思うが、万が一、飛行先で整備が必要な不具合が見つかった場合はどのような対応となるのか。

【医務課長】

まず患者を救急車等で陸路搬送した上で機体のみを基地病院に戻して整備を行うことになる。これはヘリに装備できる工具や機材が限定的であり、工具や交換部品を要する場合は即座に対応できないためであり、仮にヘリに整備士が同乗しても同様の取扱いとなる。

(2) 医療クルーの意見について

【齋藤知事】

県民に対する安全安心の確保のため、特に但馬地域や中山間地域にとってドクターヘリの安定的な運航は医療救急インフラとして要となる。2 パイロット制の導入については、特に現場の医療機関、フライトドクターやフライトナースの方々のコンセンサスはどうなっているか。

【保健医療部長】

兵庫県のドクターヘリ 2 機の基地病院は豊岡病院と県立加古川医療センター及び県立はりま姫路総合医療センターであるが、いずれの病院においてもフライトドクターやフライトナースからのコンセンサスは得られている。ただし、人間の気持ちは変わることもあるため、希望しない方を搭乗させることは絶対にしない。安全を確保した中で運航していく。

(3) 運休回避等の効果等について

【守本豊副知事】

2 パイロット制の適用は 3 月までの臨時的措置となっているが、例えばドクターヘリに搭乗できる整備士が確保できた場合は 3 月を待たずして終了することもあるのか。4 月以降の見通しは。

【医務課長】

運航事業者において従来の取扱いに沿ったドクターヘリに搭乗できる整備士が確保できれば、2パイロット制での運航は終了する。あくまで安全を確保し運休を回避できる場合に限っての臨時的措置と考えている。

4月以降については現時点では2パイロット制を継続することは考えていない。ただし、現在の運航事業者においては、4月以降は運休なく運航するための整備士体制を確保できると伺っているが、状況は常に変わっているため、あらゆる可能性を排除せず、4月以降の運航体制についてもしっかりと確保していく。

【齋藤知事】

2パイロット制を導入する場合、8月のどの時期からスタートするのか。

【保健医療部長】

OJTの進捗具合によるが、8月の早いうちにはスタートできればと考えている。しかし、一度に運休を解消できるわけではなく、4名が順次OJTを終えていくので、段階的に運休が解消していく想定である。7月の後半には8月のシフトが決まるため、その時期に実務者会議をして進捗具合を確認し報告する。

【齋藤知事】

7月は概ね2週間程度運航となっているが、8月については2パイロット制の導入により運航日数が上積みされるというイメージか。

【保健医療部長】

同じ状況であれば、2パイロット制導入の効果で一定運航日数が増えるものと理解している。

【齋藤知事】

2パイロット制を本格的に導入した場合、例えば機体整備ややむを得ない場合を除いて、原則的にその期間は、通期運航が見込めるのか。

【保健医療部長】

操縦士4名のOJTが終わり、機体の不具合等の突発的な事象がなければ通期運航を見込めると考えている。

【齋藤知事】

2パイロット制については、まずは3月末までの暫定的、臨時的な対応として導入し、4月以降は基本的には通常の運航体制を復帰する形で通期運航できるよう運航事業者と調整しているという理解でよいか。

【保健医療部長】

そのとおり。

(4) 今後の手続き等について

【齋藤知事】

厚生労働省の事務連絡が対応の背景にあるが、厚生労働省との協議状況はどうなっているか。また、ヘリに関する国土交通省等の国の機関との調整はどのようになっているか。

【保健医療部長】

ドクターヘリを巡っては厚生労働省が新たに会議体を設置して全国的な問題として対応すると伺っている。具体的な内容は把握していないが、少なくとも整備士不足については大きな全国的な問題であるという認識は共通している。また、国土交通省においても他の運用形態、例えば消防防災ヘリでは整備士の搭乗を求めていることもあり、整合性の乖離や、今後の働き手が少なくなり、医療ニーズが変わる中でどういう形で持続的に運航できるかということを検討する中で、この2パイロット制について否定されるわけではない。いずれにせよ、しっかりと都道府県の判断で実施することに特に国の機関からの異論はないと伺っている。

【守本豊副知事】

3府県ドクターヘリは京都と鳥取も関係するが、2パイロット制の導入に関して京都と鳥取の意見はどうなっているか。

【医務課長】

基本的には運休するよりも運航する方が安定的な救急医療体制を確保できると考えており、両府県ともにご理解をいただいている。

3 指示事項

【守本豊副知事】

- ・ 操縦士4名の研修について、安全第一にOJTを実施すること。

【齋藤知事】

- ・ 2パイロット制の導入について、本日の方針内容を踏まえて、7月11日（土）の関西広域連合委員会の場において、現在の検討状況等を説明しておく。
- ・ フライトドクターやフライトナースを中心とした現場のコンセンサスが得られていること、厚生労働省や国土交通省と方向性を共有し連携しながら対応していること、導入されれば8月中旬以降の通期運航が原則的に図られる見通しであることから、兵庫県内のドクターヘリについては臨時的に2パイロット制を導入する方針とする。
- ・ 2パイロット制の導入により、ドクターヘリの運休を回避でき、県民の皆様の救急医療の要が確保できることになるため、引き続き、準備に向けて全力で対応すること。
- ・ 各関係機関との調整が完了次第、十分な安全体制を確保したうえで、2パイロット制の導入に向け運航体制を変更すること。